

私は、共産党を代表して議案第 1 2 3 号平成 2 6 年度鳥取市一般会計補正予算及び議案第 1 2 4 号鳥取市役所の位置を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

◎この 2 つの議案は、住民投票で市民が示した「耐震改修案と一部増築」の選択とそこに込められた市民の願い・希望を踏みにじて新築移転をゴリ押しするものであり、絶対に認められるものではありません。議会の多数決によって決定することが出来なかった市庁舎問題を、市民に判断を委ねた直接民主主義の結果を議会がまた多数決で覆すことは、議会自身が絶対にしてはならない民主的なルールに反する重大な行為です。

○議会は 2 年半前、なぜ住民投票を実施したのか。それは、新築そしてその後移転を決めた市当局の方針に対し、市民からの厳しい意見と強い批判が大きな声となっているにもかかわらず、計画の再検討をせず、強引にすすめるやり方に、住民投票の実施を求める世論があがり、議会が住民投票条例案を否決しても、位置条例案は特別多数議決で可決が出来ない事態に陥ったからです。

○まず、2 つの議案審議に当たり、明らかなことは、住民投票で示した条例案とその実施にミスはなかったことです。

市庁舎整備の特別委員会が業者に出した耐震改修案の検証結果について、昨年 2 月定例会で、市民団体の「住民投票には瑕疵があった。市民に謝罪し、白紙で議論しなさい」という陳情に対して、市庁舎整備特別委員会は「住民投票自体及びその内容については瑕疵はなく、有効である」として、全会一致で不採択にしています。

○このように住民投票は有効であったと確認しています。これは当然、住民投票で耐震改修案が選ばれた市民の思いを尊重することであり、それを汲み取らない態度は、それこそ重大な誤りといわざるを得ません。

◎こうした陳情が出された背景には、市民団体が提出した住民投票条例案を「対案がない」と言って否決の意見を付けた市当局が、住民投票後には、耐震改修案を検討すべき執行責任を放棄し、議会での耐震改修案の具体化を要求したこと、また特別委員会が住民投票後に業者に検証させた結果、当初の案では耐震対策が不可能となったという調査報告がされたことにあります。その直後に、住民投票の判断とは「民意が変わった」という議論が出ましたが、昨年の専門家委員会の調査結果では、市民の判断が逆転していないにもかかわらず、この

委員会の報告を利用して新築移転の方向に議論を導いたことは明らかです。

なにより重要ことは、市民が判断した住民投票を踏まえて、建築や設計の専門家がいない議会が、市当局の執行責任を明確にして、耐震改修案の作業を具体化させていく本来の役割をきちんと果たすことです。

◎いま、住民投票で市民が選択した耐震改修案の検討を求めても、「議論を逆戻りさせることだ」という主張とともに、「市庁舎整備は議論をはじめて5年が経つ。喫緊の課題であり、一刻も猶予がない」と、合併特例債の活用期限がないこととあわせて強調しています。

なぜ、住民投票後に議論と審議が長期化したのか。その原因は、先に指摘した点に加え、市当局が専門家委員会の意識調査をもとに、「市民が求めているのは、費用の抑制だ」と勝手に決めつけ、議会に新築移転案を押し通してきたからです。

◎共通するのは、住民投票の意思を全く無視し、新築移転だけが正しいと強引に何がなんでも押し通すことだけが解決だというやり方です。

この新築移転の位置条例案など2つの議案に賛成することは、どんな理由をつけようとも、住民投票を求めた5万人以上の市民の署名に込められた願いと住民投票で耐震改修案に託された市民の多くの思いを踏みにじり、葬り去る暴挙であり、民主主義の否定といわなければなりません。

◎議員のみなさん 私たちが市政の歴史に重大な汚点を残す態度をとっていいのでしょうか。ここ数年、市民が議会に対して、厳しい視線を向けています。

市庁舎整備は「百年の大計だ」と、大上段に言われますが、「百年の大計」の基礎は、住民投票という直接民主主義の結果を尊重してこそ築かれ、住民投票を体験した多くの市民が自分たちのまちづくりとよりよい市政を築くために、さらに力を合わせ、後世に自信と誇りを持って語りつぐものと私は確信するものです。

ぜひ、多くの議員の皆様の賛同を心からお願いし、以上で、議案への反対討論を終わります。